

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 8 月 26 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第58号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(名称、位置及び所管区域)	(名称、位置及び所管区域)
第10条 (略)	第10条 (略)
2～12 (略)	2～12 (略)
13 地域振興局の事務の一部を分掌させるため、次のとおり巻農業振興部、新津地域整備部、砂防事務所、地区振興事務所及び港湾事務所を置く。	13 地域振興局の事務の一部を分掌させるため、次のとおり新津農業振興部、巻農業振興部、新津地域整備部、砂防事務所、地区振興事務所及び港湾事務所を置く。
名 称 位 置 担 当 区 域	名 称 位 置 担 当 区 域
(略)	新潟地域振興 新潟市 新潟市秋葉区 五泉 局新津農業振 市 東蒲原郡 興部 (略)
14 新潟地域振興局の新潟県地域振興局設置条例別表第 9 所掌事務の欄に掲げる事務の一部の分掌については、第13項の規定にかかわらず、次のとおりとする。	14 新潟地域振興局の農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の施行に関する事務の一部の分掌については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
名 称 担 当 区 域	名 称 担 当 区 域
(略)	新潟地域振興局新 五泉市 東蒲原郡 津農業振興部 (略)
15 (略)	15 新潟地域振興局の新潟県地域振興局設置条例別表第 9 所掌事務の欄に掲げる事務の一部の分掌については、第13項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
名 称 担 当 区 域	名 称 担 当 区 域
(略)	新潟地域振興局新 新潟市秋葉区 五泉市 東蒲 津農業振興部 原郡 (略)
15 (略)	16 新潟地域振興局の農地法（昭和27年法律第229号）の施行に関する事務の一部の分掌については、第13項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
	名 称 担 当 区 域
	新潟地域振興局新 五泉市 東蒲原郡 津農業振興部 (略)
	17 (略)

16 (略)

17 (略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

(1)・(2) (略)

(3) 新潟地域振興局

企画振興部～健康福祉部 (略)

農林振興部

庶務課～生産振興課 (略)

普及第1課

普及第2課

農村計画課・農村整備課 (略)

農地整備課

林業振興課・森林施設課 (略)

地域整備部 (略)

(4)～(12) (略)

2 新潟地域振興局巻農業振興部に次の課及び係を置く。

庶務課～普及課 (略)

農村計画課

農村整備課・農地整備課 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部～健康福祉部 (略)

農林振興部

18 (略)

19 (略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

(1)・(2) (略)

(3) 新潟地域振興局

企画振興部～健康福祉部 (略)

農林振興部

庶務課～生産振興課 (略)

普及課

農村計画課・農村整備課 (略)

林業振興課・森林施設課 (略)

地域整備部 (略)

(4)～(12) (略)

2 新潟地域振興局新津農業振興部に次の課及び係を置く。

庶務課

庶務係 農用地係

企画振興課

普及課

農村整備課

3 新潟地域振興局巻農業振興部に次の課及び係を置く。

庶務課～普及課 (略)

農村整備課・農地整備課 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、新津農業振興部、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部～健康福祉部 (略)

農林振興部

庶務課～生産振興課 (略)

普及第1課

第1項に規定する農林振興部普及課の分掌事務
(作物に関するもの及び東蒲原郡の区域に係るものに限る。)

普及第2課

第1項に規定する農林振興部普及課の分掌事務
(普及第1課の所管に属する事項を除く。)

農村計画課 (略)

農村整備課

(1) (略)

(2) 農地及び農業用施設の防災事業の執行に関する事項 (農地整備課の所管に属する事項を除く。)

農地整備課

(1) ほ場整備事業の執行に関する事項

(2) 農道整備事業の執行に関する事項

(3) 農地及び農業用施設の防災事業 (新潟市秋葉区、五泉市及び東蒲原郡の区域に係るものに限る。)の執行に関する事項

(4) 中山間地域対策事業の執行に関する事項

林業振興課・森林施設課 (略)

地域整備部

庶務課

(1) (略)

(2) 庁舎管理に関する事項 (地域整備部が設置されている庁舎に限る。)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

用地課～都市整備課 (略)

4～12 (略)

庶務課～生産振興課 (略)

普及課

第1項に規定する農林振興部普及課の分掌事務

農村計画課 (略)

農村整備課

(1) (略)

(2) ほ場整備事業の執行に関する事項

(3) 農道整備事業の執行に関する事項

(4) 農地及び農業用施設の防災事業の執行に関する事項

林業振興課・森林施設課 (略)

地域整備部

庶務課

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

用地課～都市整備課 (略)

4～12 (略)

13 新潟地域振興局新津農業振興部の課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

(1) 第4項に規定する農業振興部庶務課の分掌事務

(2) 庁舎管理に関する事項

企画振興課

第1項に規定する農林振興部企画振興課の分掌事務

普及課

第1項に規定する農林振興部普及課の分掌事務

農村整備課

(1) 土地改良施設の維持管理に関する事項

(2) かんがい排水事業の執行に関する事項

(3) ほ場整備事業の執行に関する事項

13 新潟地域振興局巻農業振興部の課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課～普及課 (略)

農村計画課

第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務

農村整備課

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

農地整備課 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

19 (略)

20 (略)

21 (略)

22 (略)

23 (略)

(設置)

第140条 農業改良助長法(昭和23年法律第165号)

第12条第1項の規定により、農業普及指導センターを置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
(略)		

新潟農業普及指導センター	(略)	新潟市北区、東区、中央区、江南区、 <u>秋葉区</u> 及び南区、 <u>五泉市</u> 、 <u>東蒲原郡</u>
--------------	-----	---

(略)

(地域振興局の副部長等)

第190条の2 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。

(略)

新潟地域振興局 (略)

(4) 農道整備事業の執行に関する事項

(5) 農地及び農業用施設の防災事業の執行に関する事項

(6) 中山間地域対策事業の施行に関する事項

14 新潟地域振興局巻農業振興部の課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課～普及課 (略)

農村整備課

(1) 土地改良施設の維持管理に関する事項

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

農地整備課 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

19 (略)

20 (略)

21 (略)

22 (略)

23 (略)

24 (略)

(設置)

第140条 農業改良助長法(昭和23年法律第165号)

第12条第1項の規定により、農業普及指導センターを置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
(略)		

<u>新津農業普及指導センター</u>	<u>新潟市</u>	<u>新潟市秋葉区</u> 、 <u>五泉市</u> 、 <u>東蒲原郡</u>
新潟農業普及指導センター	(略)	新潟市北区、東区、中央区、江南区及び南区

(略)

(地域振興局の副部長等)

第190条の2 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。

(略)

新潟地域振興局 (略)

<u>新津農業振興部</u>	<u>副部長(総務担当)</u>
<u>副部長(農業振興担当)</u>	

（略）

2～6 （略）

（企画専門員）

第201条の2 地域振興局の農林振興部、農業振興部及び農林水産振興部の企画振興課及び農業企画課並びに新潟地域振興局巻農業振興部の企画振興課に企画専門員を置くことができる。

（専門普及指導員等）

第203条 地域振興局の農林振興部、農業振興部及び農林水産振興部の企画振興課、農業企画課、普及課、普及第1課及び普及第2課、新潟地域振興局巻農業振興部の企画振興課及び普及課並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の普及課に専門普及指導員、主査普及指導員及び主任普及指導員を置くことができる。

（技術専門員）

第207条 地域振興局の健康福祉環境部、健康福祉部、農林振興部、農業振興部、農村整備部、農林水産振興部及び地域整備部の課、地域振興局の事務所の課、新潟地域振興局巻農業振興部及び新潟地域振興局新津地域整備部の課、上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の課、長岡地域振興局地域整備部及び上越地域振興局地域整備部の維持管理事務所の課並びに病虫害防除所、下越家畜保健衛生所、中越家畜保健衛生所、上越家畜保健衛生所、消防学校及び流域下水道事務所の課に技術専門員を置くことができる。

2・3 （略）

（用地調整員）

第208条 地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地課、長岡地域振興局地域整備部及び上越地域振興局地域整備部の維持管理事務所の業務課、上越地域振興局妙高砂防事務所の庶務課、村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の業務課に用地調整員

（略）

2～6 （略）

（企画専門員）

第201条の2 地域振興局の農林振興部、農業振興部及び農林水産振興部の企画振興課及び農業企画課並びに新潟地域振興局新津農業振興部及び新潟地域振興局巻農業振興部の企画振興課に企画専門員を置くことができる。

（専門普及指導員等）

第203条 地域振興局の農林振興部、農業振興部及び農林水産振興部の企画振興課、農業企画課及び普及課、新潟地域振興局新津農業振興部及び新潟地域振興局巻農業振興部の企画振興課及び普及課並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の普及課に専門普及指導員、主査普及指導員及び主任普及指導員を置くことができる。

（技術専門員）

第207条 地域振興局の健康福祉環境部、健康福祉部、農林振興部、農業振興部、農村整備部、農林水産振興部及び地域整備部の課、地域振興局の事務所の課、新潟地域振興局新津農業振興部、新潟地域振興局巻農業振興部及び新潟地域振興局新津地域整備部の課、上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の課、長岡地域振興局地域整備部及び上越地域振興局地域整備部の維持管理事務所の課並びに病虫害防除所、下越家畜保健衛生所、中越家畜保健衛生所、上越家畜保健衛生所、消防学校及び流域下水道事務所の課に技術専門員を置くことができる。

2・3 （略）

（用地調整員）

第208条 地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地課、長岡地域振興局地域整備部及び上越地域振興局地域整備部の維持管理事務所の業務課、上越地域振興局妙高砂防事務所の庶務課、村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部、新潟地域振興局新津農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課並びに上越地域振興局農林振興部上越東

を置くことができる。

(行政専門員)

第210条 村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課、地域振興局の地域整備部及び新潟地域振興局新津地域整備部の庶務課並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の総務課に行政専門員を置くことができる。

農林事務所の業務課に用地調整員を置くことができる。

(行政専門員)

第210条 村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部、新潟地域振興局新津農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課、地域振興局の地域整備部及び新潟地域振興局新津地域整備部の庶務課並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の総務課に行政専門員を置くことができる。

附 則

この規則は、平成28年8月29日から施行する。